

## 水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例（平成 21 年香取市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多目的コーナー及び多目的研修室の利用許可の申請等)

**第2条** 条例第 8 条第 1 項の規定により多目的コーナー及び多目的研修室（以下「多目的コーナー等」という。）を利用する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ水の郷さわら利用許可申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、多目的コーナー等の利用を許可したときは、水の郷さわら利用許可書（別記第 2 号様式。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用料の納入)

**第3条** 前条第 2 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書の交付を受ける際に利用料を納入するものとする。

(利用料の減免)

**第4条** 条例第 11 条第 4 項の規定により指定管理者が利用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は市が利用するとき 免除

(2) 市が共催し、経費の一部を負担する事業に利用するとき 免除

(3) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき 指定管理者が認めた額

(利用料の還付)

**第5条** 条例第 11 条第 5 項ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、水の郷さわら利用料還付請求書（別記第 3 号様式）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第 11 条第 5 項のただし書の規定により利用料を還付する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由で利用不能となった場合 既納利用料の全額を還付

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な事情があると認めた場合 指定管理者が認めた額

(変更申請)

**第6条** 利用者は、第2条第2項の規定による許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ水の郷さわら利用変更許可申請書（別記第4号様式）に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による変更の許可をしたときは、水の郷さわら利用変更許可書（別記第5号様式）を利用者に交付するものとする。

(利用許可の取消しの申出)

**第7条** 利用者は、多目的コーナー等を利用する許可の取消しを求めようとするときは、利用許可書を添えて、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(利用許可の取消し)

**第8条** 指定管理者は、条例第10条の規定により多目的コーナー等を利用する許可を取り消した場合は、又は前条の規定による申出があった場合には、水の郷さわら利用許可取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(舟運発着棧橋の利用許可の申請等)

**第9条** 条例第8条第1項の規定により舟運発着棧橋を利用する許可を受けようとする者（以下「棧橋利用申請者」という。）は、あらかじめ水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可申請書（別記第7号様式。以下「棧橋利用申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、舟運発着棧橋の利用を許可したときは、水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可書（別記第8号様式。以下「棧橋利用許可書」という。）を棧橋利用申請者に交付するものとする。

(舟運発着棧橋の利用の変更申請)

**第10条** 前条第2項の規定により舟運発着棧橋を利用する許可を受けた者（以下「棧橋利用者」という。）は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ水の郷さわら舟運発着棧橋利用変更許可申請書（別記第9号様式）に棧橋利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による変更の許可をしたときは、水の郷さわら

舟運発着棧橋利用変更許可書（別記第 10 号様式）を棧橋利用者に交付するものとする。

（舟運発着棧橋の利用許可の取消しの申出）

**第 11 条** 棧橋利用者は、舟運発着棧橋を利用する許可の取消しを求めようとするときは、棧橋利用許可書を添えて、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

（利用許可の取消し）

**第 12 条** 指定管理者は、条例第 10 条の規定により舟運発着棧橋を利用する許可を取り消した場合、又は前条の規定による申出があった場合には、水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可取消通知書（別記第 11 号様式）により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（レンタサイクル休業日及び貸出し時間）

**第 13 条** レンタサイクルの休業日は、水辺交流センターの休業日とする。ただし、指定管理者が管理上必要と認める場合は、この限りでない。

2 レンタサイクルの貸出しを取り扱う時間は、水辺交流センターの開業時間内とし指定管理者が定めた時間とする。

（利用の申込み）

**第 14 条** 条例第 8 条第 1 項の規定によりレンタサイクルを利用しようとする者（以下「レンタサイクル利用者」という。）は、レンタサイクル申込書（別記第 12 号様式）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により指定管理者が利用を許可した場合は、レンタサイクル利用者証（別記第 13 号様式。以下「利用者証」という。）を交付し、レンタサイクルの貸出しを行うものとする。

（貸与の禁止）

**第 15 条** レンタサイクル利用者は、貸出しを受けたレンタサイクルを他人に貸与してはならない。

（返却）

**第 16 条** レンタサイクル利用者は、その利用時間満了の時刻までにレンタサイクルを所定の場所に、利用者証を添えて返却するものとする。

（損害賠償）

**第 17 条** レンタサイクル利用者は、レンタサイクルを損傷し、又は盗難にあった場合は、直ちに指定管理者に届け出るとともに、その修理（パンクを除く。）又は補てんに要する費用を賠償しなければならない。ただし、指定管

理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(損傷等の届出等)

**第 18 条** 水の郷さわらの施設、設備又は展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(行為の承認)

**第 19 条** 水の郷さわらにおいて、次に掲げる行為をしようとする者（以下「行為者」という。）は、あらかじめその旨を申し出て、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) テント、天幕等の設置
- (2) 看板、懸垂幕その他の物の掲示
- (3) 文書、図画の掲示又は散布
- (4) 宣伝、物品の販売その他これらに類する行為
- (5) 集団で施設に立ち入ろうとする行為

2 行為者は、前項第 1 号及び第 2 号において 1 日を超えて設置又は掲示する場合は、仮設工作物等設置等承認申出書（別記第 14 号様式）を指定管理者へ提出し承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項各号に掲げる行為が条例第 1 条の設置目的に合致し、かつ水の郷さわらの利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の承認を与えることができる。

4 指定管理者は、第 1 項又は第 2 項の承認にあたっては、水の郷さわらの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 指定管理者は、第 1 項の規定による承認を行った場合は、その目的、内容等を記録、保管し、市長からの求めがあった場合は、報告するものとする。

6 指定管理者は、第 2 項による承認を行う場合は、市長の確認を受けるものとする。

(その他)

**第 20 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 27 日から施行する。

**第1号様式**（第2条第1項）

<b>水の郷さわら利用許可申請書</b>				
指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様	年	月	日	
申請者 住 所				
団 体 名				
氏 名				
電話番号				
水の郷さわらを利用したいので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。				
利用目的				
利用区分	利用日時／利用時間計	利用単価	利用料	利用人数
多目的コーナー	月 日 ( ) 午前・午後( 時 分～ 時 分)	時間 430 円/時	円	人
多目的研修室	月 日 ( ) 午前・午後( 時 分～ 時 分)	時間 時間 350 円/時 520 円/時	円	人
水の郷さわらの設置及び管理に関する条例第 11 条第 4 項に規定する、減額又は免除を希望する場合はその事由				

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可 番号	1 - -	受付印	
----	-------	----------	-------	-----	--

(注) 香取市暴力団排除条例第 10 条及び第 11 条の規定により、暴力団の利益となる利用を制限するため、暴力団又は暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、許可をした後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

**第2号様式**（第2条第2項）

<b>水の郷さわら利用許可書</b>			
		年 月 日	
		許可番号	1 - -
様			
指定管理者 香取市佐原イ 403-1			
PFI 佐原リバー株式会社			
年 月 日付けで申請のあった水の郷さわらの利用については、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり許可します。			
<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可	規定利用料の額	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	減額又は免除後の 利用料	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
	許可条件		

第3号様式（第5条第1項）

水の郷さわら利用料還付請求書					
指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様		年 月 日			
申請者 住所 団体名 氏名 電話番号					
水の郷さわら利用料の還付を受けたいので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。					
既に受けた許可年月日及び許可番号			(注) 利用許可書を添付してください。		
利用目的					
利用区分	利用日時／利用時間計		利用単価	利用料	利用人数
多目的コーナー	月 日 ( ) 午前・午後( 時 分～ 時 分)	時間	430 円/時	円	人
多目的研修室	月 日 ( ) 午前・午後( 時 分～ 時 分)	時間 時間	350 円/時 520 円/時	円	人
還付申請理由					
還付請求額	円				
還付金振込 口座番号	金融機関名  普・当 口座番号  口座名義人 <small>フリガナ</small> 氏名				

(注) 1. 水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項第2号に該当する場合は、振込手数料は申請者の負担とし、その額をあらかじめ差し引いて振り込みすることができる。

**第4号様式**（第6条第1項）

水の郷さわら利用変更許可申請書				
指定管理者 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> PFI 佐原リバー株式会社 様 <div style="text-align: right;">申請者 住所 団体名 氏名 電話番号</div>				
年 月 日付第 号をもって許可を受けた水の郷さわらの利用について、次のとおり変更したいので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。				
既に受けた許可年月日及び許可番号		(注) 利用許可書を添付してください。		
利用目的				
利用区分	変更後の利用日時／利用時間計	利用単価	利用料	利用人数
多目的コーナー	月 日 ( ) 午前・午後 ( 時 分～ 時 分)	時間 430 円/時	円	人
多目的研修室	月 日 ( ) 午前・午後 ( 時 分～ 時 分)	時間 時間 350 円/時 520 円/時	円	人
変更申請理由				

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可番号		受付印
----	-------	------	--	-----

**第5号様式**（第6条第2項）

水の郷さわら利用変更許可書			
年 月 日 許可番号 - -			
様 指定管理者 香取市佐原イ 403-1 PFI 佐原リバー株式会社			
年 月 日付で申請のあった水の郷さわらの利用変更については、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり許可します。			
<input type="checkbox"/> 変更申請書のとおり許可	規定利用料の額	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	減額又は免除後の利用料	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
	変更許可条件		

第6号様式（第8条）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-3  
PFI 佐原リバー株式会社

水の郷さわら利用許可取消通知書

年 月 日付け第 号をもって許可した水の郷さわらの利用について、次の事由により許可を取り消したので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定により、通知します。

事 由	
-----	--

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 7 号 様 式 （ 第 9 条 第 1 項 ）

水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可申請書	
指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様	年 月 日
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電 話 番 号	
水の郷さわら舟運発着棧橋を利用したいので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
利用目的	
利用日（期間）	
利用計画 及び 安全対策等	

※以下の事項に対して、事業計画を添付してください

- ・ 船舶免許者の免許の種類・名簿(※写しを添付)
- ・ 船舶リスト
- ・ 安全対策の概要  
 （安全ルール、安全管理・実施体制／責任者の明記、緊急連絡網）
- ・ 保険の付保(※写しを添付)
- ・ 運行計画（乗船券販売方法・場所、乗降場所、所要時間）
- ・ 香取市観光船運送条例に基づく営業開始届（※写しを添付）

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可 番号	- -	受付印	
----	-------	----------	-----	-----	--

（注）香取市暴力団排除条例第 10 条及び第 11 条の規定により、暴力団の利益となる利用を制限するため、暴力団又は暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、許可をした後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

第8号様式（第9条第2項）

水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可書	
<p style="text-align: right;">年 月 日 許可番号 - -</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 香取市佐原イ 403-1 PFI 佐原リバー株式会社</p> <p>年 月 日付で申請のあった水の郷さわら舟運発着棧橋の利用については、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり許可します。</p>	
<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可	
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等

第9号様式（第10条第1項）

水の郷さわら舟運発着棧橋利用変更許可申請書	
指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様	年 月 日
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号	
年 月 日付けで許可のあった舟運発着棧橋の利用について変更したいので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
既許可年月日	(注) 利用許可書を添付してください。
既許可番号	
利用目的	
変更内容	
変更理由	

※指定管理者と協議の上、修正した事業計画を添付してください

- ・船舶免許者の免許の種類・名簿(※写しを添付)
- ・船舶リスト
- ・安全対策の概要  
(安全ルール、安全管理・実施体制／責任者の明記、緊急連絡網)
- ・保険の付保(※写しを添付)
- ・運行計画(乗船券販売方法・場所、乗降場所、所要時間)
- ・香取市観光船運送条例に基づく営業開始届(※写しを添付)

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	番号		受付印
----	-------	----	--	-----

第 10 号様式（第 10 条第 2 項）

水の郷さわら舟運発着棧橋利用変更許可書	
年 月 日 許可番号 - -	
様	
指定管理者 香取市佐原イ 403-1 PFI 佐原リバー株式会社	
年 月 日付で申請のあった水の郷さわら舟運発着棧橋の利用変更については、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり許可します。	
<input type="checkbox"/> 変更申請書のとおり許可	
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等

第11号様式（第12条）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-1  
PFI 佐原リバー株式会社

水の郷さわら舟運発着棧橋利用許可取消通知書

年 月 日付け第 号をもって許可した水の郷さわらの利用について、次の事由により許可を取り消したので、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定により、通知します。

事 由	
-----	--

第12号様式（第14条第1項）

レンタサイクル申込書

フリガナ ..... 氏名	他 名		性別	男・女	年齢	歳
住所	(〒 )		自 宅 電話番号			
保護者氏名	続柄		利用年月日	年 月 日		
返却先			利用時間	時 分～ 時 分		
レンタサイクル 番号	番 (計 台) ×300 円＝ 円					

※家族等複数で申し込む場合は、他何名と記入しレンタサイクル番号を全て記入してください。

私は、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則に従って申込み自転車を借用します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様

※指定管理者使用欄

許可番号

-

-

貸付 日時	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 本人確認 / 運転免許証、健康保険証、 個人番号カード、パスポート、その他	受付印	
返却 日時	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 点検・確認	受付印	

第13号様式（第14条第2項）

レンタサイクル利用者証

レンタサイクル番号	水の郷さわら	号車
-----------	--------	----

【利用上の注意】

- ・利用者は、貸出しを受けたレンタサイクルの運行について、交通ルールを守り、保管に十分注意してください。
- ・貸出しを受けたレンタサイクルは、他人に貸与してはいけません。
- ・レンタサイクルを損傷し、又は盗難にあった場合は、直ちに届け出るとともに、その修理（パンクを除く。）又は補てんに要する費用を賠償しなければなりません。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- ・返却に際しては、本証も提出してください。

※本証を取得された方は、下記までご連絡ください。

水の郷さわら 香取市佐原イ 4051-3 (TEL) 0478-52-1138

第14号様式（第19条第2項）

仮設工作物等設置等承認申出書	
指定管理者 PFI 佐原リバー株式会社 様	年 月 日
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号	
水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、下記のとおり申出します。	
記	
設置又は掲示の 目的	
期 間	
設置又は掲示の 計画	設置又は掲示する物の大きさ形状（図面等の添付）、固定方法 緊急時の撤去計画等を記入

上記の仮設工作物等設置等承認申出については、下記条件を付して承認します。

年 月 日

指定管理者

香取市佐原イ 403-1

PFI 佐原リバー株式会社

記

承認の条件